

(参考資料) 通訳案内士制度について

1. 全国通訳案内士とは

- 通訳案内士法に基づき、報酬を得て、通訳案内を業とする全国通訳案内士は、高度な外国語能力、ホスピタリティ等の訪日外国人旅行者への対応能力や日本全国の歴史・地理・文化等の観光に関する質の高い知識を有する者として、全国通訳案内士試験（国家試験）に合格し都道府県の登録を受けた者。
- 登録者数：25,239名（平成31年4月現在）
- 全国通訳案内士試験：一次試験（筆記）として、「外国語」「通訳案内の実務」「日本地理」「日本歴史」「産業、経済、政治及び文化」。二次試験（口述）として「ホスピタリティ」「文法・語彙」「発音・発声」。
- 名称独占：全国通訳案内士以外の者は、全国通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。（業務独占を廃止（H30.1.4））
- 活躍の場：観光バスやクルーズ船による全国各地の団体客のロングツアーから個人旅行まで幅広いガイドニーズに対応。中には、国賓や富裕層へガイドすることも。



2. 登録研修機関研修の受講

- 全国通訳案内士は、旅程管理の実務や災害時の対応等、全国通訳案内士が実務で求められる知識について、登録研修機関が行う「登録研修機関研修」を5年ごとに受講することを義務づけ。【平成29年法改正】
- 登録研修機関：5団体（令和2年3月現在）
- 令和2年4月から研修を順次開始。（平成29年度～令和元年度、全国通訳案内士に対して観光庁による研修を実施。）【平成29年法改正】

3. その他（地域通訳案内士）

- 特定の地域内において、報酬を得て、通訳案内を業とする地域通訳案内士は、その固有の歴史・地理・文化等の現地情報に精通した者として、各自治体が行う研修受講し、登録を受けた者。
- 導入地域数：37地域（令和2年3月現在）、登録者数：2,631名（平成31年4月現在）